

## 介護分野における特定技能協議会 手続きの見直しについて(案)

### 1. 介護分野における特定技能協議会 手続き見直しのポイント

#### (1) 受入れの適正化のため、受入れ前に協議会において事業所の要件確認を行います。

従来の手続きでは、受入機関は初めて特定技能外国人(以下、外国人という)を受け入れる場合においては、受け入れた日から4か月以内に協議会構成員になることとされていましたが、この度、介護分野における特定技能外国人の更なる円滑な受入れに向け、当該手続きの見直しを行います。見直し後は、受入れを予定する受入機関は、在留諸申請を行う前に協議会へ入会手続きを行い、協議会構成員になることとします。

- ・受入機関は、受入機関の情報と受入れを予定する事業所の情報を協議会へ登録し、下記書類を提出することにより、入会手続きを行うこととします。その際、協議会において当該事業所が要件を満たすかの確認を行います。
  - 提出を求める書類(事業所毎に提出): 「事業所の指定通知書」、「介護分野における業務を行わせる事業所の概要書」
- ・入会証明書には、協議会での受入要件の確認が完了した事業所の情報が明記されます。
- ・入会手続き完了後、入会証明書に記載されていない事業所において受入れを行う場合、協議会へ当該事業所の情報を新たに登録し、入会証明書変更のための手続きを行うこととします。

#### (2) 入会証明書に有効期間を設けることで介護分野の状況把握に努める一方、外国人登録時の手続き簡素化を図ります。

従来の手続きでは、協議会入会証明書には有効期間を設けておらず、受入機関への協議会への情報更新が行われない場合もあったことから、結果として、協議会で把握している特定技能外国人等の登録状況と実態との乖離が生じていました。改正後は、入会証明書に有効期間を設けることで、受入機関へ定期的な情報の更新をお願いすることとします。情報の更新は引き続き、協議会申請システムを通じて行う事が可能です。同時に、受入機関の負担軽減のため、従来外国人情報の登録時に求めていた書類を削減し、手続きの簡素化を図ります。

- ・受入機関は外国人の受入れ後、従来通り協議会へ外国人情報を登録することとしますが、その際、従来求めていた以下の書類の提出を不要とします。
  - 提出を不要とする書類(外国人毎に提出): 「日本語能力水準を証明する書類」「技能水準を証明する書類」
- ・入会証明書には有効期間が明記されます。入会証明書の有効期間が過ぎている場合、受入機関は、必要に応じ協議会へ入会証明書更新のための手続きを行うこととします。その際、介護分野の状況把握のため、協議会の登録情報が最新であることの確認をお願いさせていただきます。

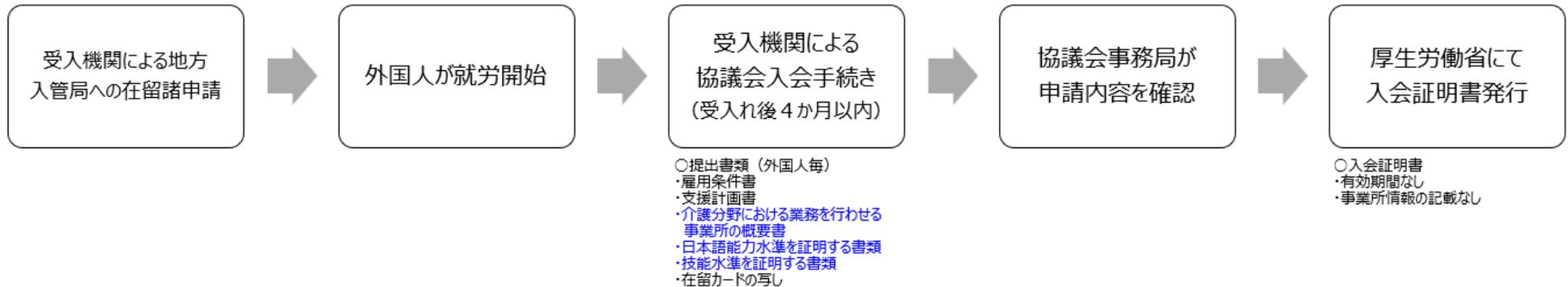
2. 手続き改正にかかる新旧対照表

介護分野における特定技能協議会 手続きの流れ(イメージ)

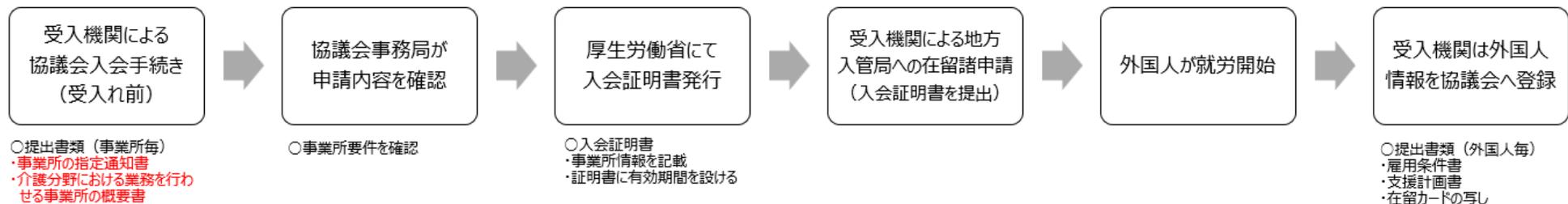
1. 初めて外国人を受け入れる場合(特定技能協議会への新規入会手続き)

旧

<本資料内の略称>  
・特定技能外国人：外国人と表記  
・地方出入国在留管理局：地方入管局と表記



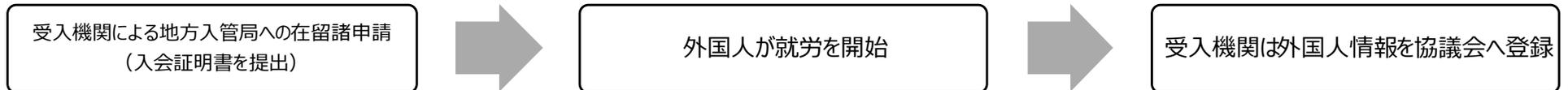
新



介護分野における特定技能協議会 手続きの流れ(イメージ)

## 2. 特定技能協議会入会済みの受入機関が新たに外国人を受け入れる場合

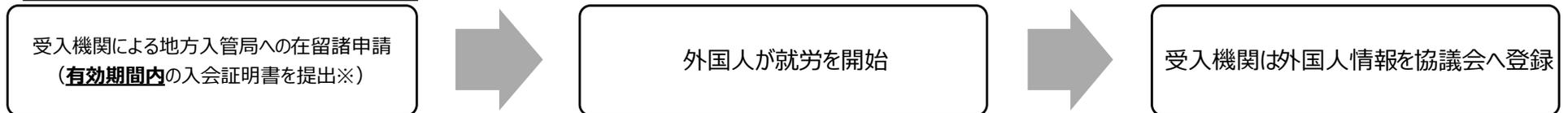
旧



- 提出書類(外国人毎)
- ・雇用条件書
- ・支援計画書
- ・介護分野における業務を行わせる事業所の概要書
- ・日本語能力水準を証明する書類
- ・技能水準を証明する書類
- ・在留カードの写し

新

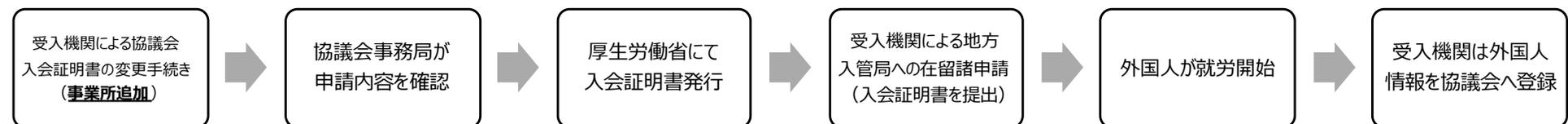
(入会証明書に記載された事業所で受け入れる場合)



※入会証明書の有効期間が過ぎている場合、  
予め協議会へ有効期間更新のための手続きが必要

- 提出書類(外国人毎)
- ・雇用条件書
- ・支援計画書
- ・在留カードの写し

(入会証明書に記載のない事業所で受け入れる場合) ※外国人が入会証明書に記載のない事業所に異動する場合も同様



- 提出書類(事業所毎)
- ・事業所の指定通知書
- ・介護分野における業務を行わせる事業所の概要書

○事業所要件を確認

○証明書に事業所情報を追加

- 提出書類(外国人毎)
- ・雇用条件書
- ・支援計画書
- ・在留カードの写し

以上